

○静岡市自転車等の駐車秩序に関する条例施行規則

平成15年4月1日

規則第224号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市自転車等の駐車秩序に関する条例(平成15年静岡市条例第235号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(自転車等駐車場の設置義務が課される施設)

第2条 条例第9条第1項の規定により自転車等駐車場の設置義務が課される施設で、条例別表(ア)欄に規定する規則で定めるものは、次に掲げる施設とする。

- (1) 銀行に類する施設で規則で定めるもの 信用金庫、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、労働金庫、商工組合中央金庫、農林中央金庫、郵便局、保険会社及び証券会社
- (2) 専修学校に類する施設で規則で定めるもの 各種学校その他文化、体育等に関する学習等を行う施設

(大規模施設に係る自転車等駐車場の規模)

第3条 条例第9条第3項に規定する規則で定める自転車等駐車場の設置の規模は、当該施設の店舗面積等を次の各号に区分して、当該各号に掲げる算定方法により算定した規模を合計した規模とする。

- (1) 5,000平方メートルまでの部分 条例別表(ウ)欄に規定する基準により算定した規模
  - (2) 5,000平方メートルを超える部分 条例別表(ウ)欄に規定する基準により算定した規模に2分の1を乗じて得た規模(その規模に、1台に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。)
- 2 条例第9条第2項に規定する混合用途施設に係る前項の自転車等駐車場の設置の規模は、同項の規定にかかわらず、当該施設の各用途の店舗面積等の合計面積(以下この項において「合計面積」という。)が5,000平方メートルまでの部分における各用途の店舗面積等が当該5,000平方メートルに占める割合と、合計面積が5,000平方メートルを超える部分における当該割合とを等しくし、合計面積を前項の店舗面積等とみなして同項の算定方法を用いて算定した規模をもって、同条第2項の自転車等駐車場の規模とする。

(店舗面積等の算定方法)

第4条 条例第9条第4項に規定する規則で定める店舗面積等の算定方法は、次の各号に掲げる施設の用途の区分に応じ、当該各号に定める当該用途に供する施設の部分の床面積を合計することにより行う。

- (1) 小売店舗 売場(売場間の通路を含む。)、ショーウィンド、ショールーム、承り所、物品加工修理所、事務室その他市長がこれらに類するものと認める部分
- (2) 銀行その他これに類する施設で規則で定めるもの 営業室、ロビー、応接室、ショーウィンド、事務室その他市長がこれらに類するものと認める部分
- (3) 遊技場及び映画館 遊技室、景品交換所、客席、ロビー、事務室その他市長がこれらに類するものと認める部分
- (4) 専修学校その他これに類する施設で規則で定めるもの 教室、会議室、事務室その他市長がこれらに類するものと認める部分
- (5) 事務所 事務室その他市長がこれに類するものと認める部分

(自転車等駐車場の設置の届出)

第5条 条例第14条第1項の規定による自転車等駐車場の設置又は変更の届出は、自転車等駐車場設置(変更)届書(様式第1号)により行うものとする。

2 条例第14条第2項に規定する規則で定める添付書類は、次に掲げる書類(変更の届出の場合にあっては、当該書類のうち変更事項に係るもの)とする。

- (1) 施設及び自転車等駐車場の周辺の見取図
- (2) 施設の各階平面図
- (3) 立体式の自転車等駐車場にあっては、その断面図又は構造図

(身分証明書)

第6条 条例第17条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入検査職員身分証明書(様式第2号)とする。

(措置命令書)

第7条 条例第18条第2項に規定する文書は、措置命令書(様式第3号)によるものとする。

(放置禁止区域等の指定の方法)

第8条 条例第19条第4項に規定する放置禁止区域等の指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 放置禁止区域等の区域
- (2) 放置禁止区域等の指定の効力の発生年月日

(放置禁止区域等の周知の方法)

第9条 市長は、条例第19条第4項の規定に基づき、放置禁止区域等の指定について市民への周知を図るため、当該放置禁止区域等内に放置禁止区域等であることを示す標識又は標示(様式第4号)を設置するとともに、必要と認める箇所に当該放置禁止区域等の区域図

を記載した看板を設置するものとする。

(移動の命令)

第10条 条例第22条第1項の規定による移動の命令は、口頭又は警告書(様式第5号)により行うものとする。

(相当の時間)

第11条 条例第22条第3項に規定する相当の時間は、前条に規定する移動の命令を行った時から起算して2時間とする。

(放置防止の指導)

第12条 条例第23条第1項の規定による放置禁止区域等外における自転車等の放置に対する指導は、口頭又は指導書(様式第6号)により行うものとする。

(相当の期間)

第13条 条例第23条第2項に規定する相当の期間は、前条に規定する指導を行った日から起算して7日間とする。ただし、市長は、当該地域の特性、放置の状況等を勘案して、この期間を短縮することができる。

(保管台帳の作成等)

第14条 市長は、条例第22条第2項若しくは第3項又は第23条第2項の規定により自転車等を撤去し、条例第24条第1項の規定によりこれを保管したときは、必要に応じ、その旨を当該自転車等が放置されていた場所又はその周辺に表示するとともに、速やかに自転車等保管台帳(様式第7号)を作成するものとする。

(保管の告示)

第15条 条例第24条第1項に規定する自転車等の保管の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 撤去した場所
- (2) 撤去した日時
- (3) 保管する期限
- (4) 保管及び返還を行う場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(所有者への通知等)

第16条 市長は、条例第24条第1項の規定により保管した自転車等について、防犯登録、標識番号等により所有者を確認することができたときは、保管自転車等引取通知書(様式第8号)により、当該所有者に対し当該自転車等を引き取るよう通知するものとする。

2 市長は、条例第24条第1項の規定により保管した自転車等の返還を申し出た者がいるときは、その者の住所及び氏名を証する書類並びに前項に規定する保管自転車等引取通知書その他当該自転車等の所有者又は利用者であることを証する資料の提示を求める等その者が当該自転車等の返還を受けるべき所有者又は利用者であることを確認した上、自転車等返還請求書兼受領書(様式第9号)の提出と引換えに当該自転車等を返還するものとする。

3 市長は、条例第24条第2項の規定により売却した自転車等の売却代金の返還を申し出た者がいるときは、前項の規定による確認をした上、保管自転車等売却代金返還請求書(様式第10号)の提出を受けた後、当該売却代金を返還するものとする。

(撤去した自転車等の保管期間)

第17条 条例第24条第2項に規定する規則で定める期間は、2箇月間とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の静岡市自転車等の駐車秩序に関する条例施行規則(平成元年静岡市規則第55号)又は清水市自転車等放置防止条例施行規則(平成元年清水市規則第48号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(由比町の編入に伴う経過措置)

3 由比町の編入の日(次項において「編入日」という。)の前日までに、編入前の由比町自転車等の放置防止に関する条例施行規則(平成5年由比町規則第17号。次項において「編入前の規則」という。)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平20規則191・追加)

4 編入日の前日までに、編入前の由比町自転車等の放置防止に関する条例(平成5年由比町条例第10号)第11条第3項の規定により撤去した自転車等の措置に係る手続については、なお編入前の規則の例による。

(平20規則191・追加)

附 則(平成17年3月31日規則第80号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月31日規則第191号)

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

設置  
自転車等駐車場 届書  
変更

年 月 日

静岡市長 様

住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)  
設置者 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話

設置  
自転車等駐車場の について、次のとおり届け出ます。  
変更

施 設 の 名 称			
施 設 の 所 在 地			
施 設 の 用 途			
施 設 の 店 舗 面 積 等			
自 転 車 等 駐 車 場 の 規 模	施 設	収 容 台 数	面 積
	内	台	m <sup>2</sup>
	外	台	m <sup>2</sup>
自 転 車 等 駐 車 場 の 所 在 地 (施設の敷地外に設置する場合にのみ記入すること。)			
※ 施 設	確 認 申 請 受 付	年 月 日 第 号	工 事 完 了 年 月 日
	確 認	年 月 日 第 号	年 月 日
※ 受 付		年 月 日	
(注)			
1 設置者が法人のときは、事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。			
2 変更の届出の場合は、変更に係る事項のみを記入してください。			
3 ※印欄は、記入しないでください。			
添付書類 1 自転車等駐車場の位置図 2 施設及び自転車等駐車場の周辺の見取図 3 施設の各階平面図 4 立体式の自転車等駐車場にあつては、断面図又は構造図			

様式第 2 号(第 6 条関係)

(表)

6cm	第 号
	立入検査職員身分証明書
	所 属
	職 名
	氏 名 ( 年 月 日生)
	上記の者は、静岡市自転車等の駐車秩序に関する条例第 17 条第 1 項に規定する立入検査を行う職員であることを証明する。
有効期間 年 月 日から	□
年 月 日まで	
	静岡市長 氏 名 印
	9cm

(裏)

6cm	1 本証は、施設又は自転車等駐車場の立入検査をする場合には常時携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。
	2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
	3 本証を損傷し、又は亡失したときは、理由を付して直ちに市長に届け出ること。
	4 立入検査職員の資格を失ったときは、直ちに本証を市長に返納すること。
	9cm

様式第3号(第7条関係)

第 号

住 所  
氏 名

措 置 命 令 書

- 1 施設の所在地
- 2 施設の用途及び店舗面積等の規模

上記の施設は、静岡市自転車等の駐車秩序に関する条例第 条の規定に違反している  
るので、同条例第18条の規定により次のとおり措置を命ずる。

年 月 日

静岡市長 氏 名

- 1 措 置
- 2 理 由

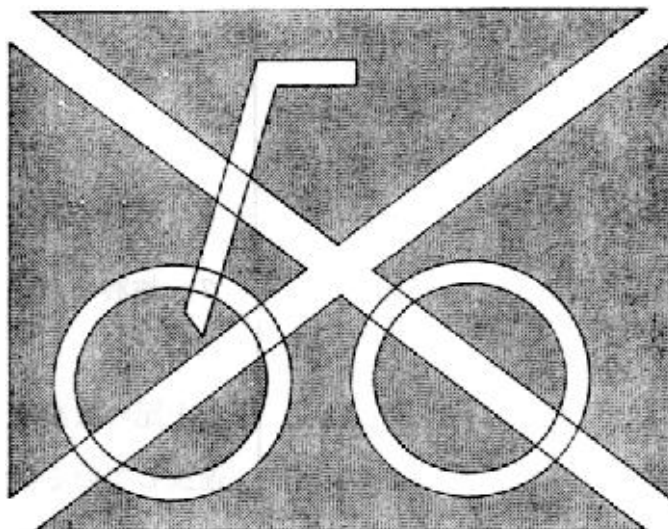
---

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。



様式第4号(第9条関係)

自転車等放置禁止(規制)区域



じてんしゃ・バイクをおかないで  
(2時間を超えた放置は撤去します。)

(備考) 大きさは、標識又は標示の用途に応じて、適宜定める。

様式第5号(第10条関係)

警 告 書

ここは、自転車・原動機付  
自転車放置禁止(規制)区域で  
す。

速やかに移動してくださ  
い。

(2時間を超えて)放置して  
ある場合は、撤去します。

年 月 日  
午前 時 分  
午後 時 分  
静 岡 市

様式第 6 号(第 12 条関係)

指 導 書

自転車等利用者の皆さん

へ

通行の妨害となりますので  
で自転車・原動機付自転車を  
置かないでください。

7 日間を超えて放置して  
ある場合は、撤去します。

年 月 日

静 岡 市

様式第7号(第14条関係)

自 転 車 等 保 管 台 帳

台帳番号	
------	--

撤 去 年 月 日		年 月 日		保 管	告 示 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
放 置 場 所					保 管 場 所		
自 転 車 等 の 特 徴	型 式	普通・スポーツ・婦人・ミニ ( )インチ		返	返 還 通 知	年 月 日	
	色	白・黒・赤・青・黄・緑・クリーム・ピン ク・その他( )			返 還 日	年 月 日	
	メ ー カ ー		車 名		受 取 人	住所	電話 ( )
	記 名	住所			確 認 手 段	氏名	
		電話 ( )				引取通知書・免許証・保険証・身分証明書・学生証 その他	
	防犯登録番号			還	徴 収 費 用	撤 去・保 管 費 用	1,010円・1,520円・免除
	車 体 番 号					売 却 年 月 日	年 月 日
	標 識 番 号			処 分	売 却 代 金	円	
	調 査 結 果	住所			処 分 年 月 日	年 月 日	
		電話 ( )		処 分 方 法			
状 態	良好・普通・不良・機能喪失		備 考				
かご	スタンド						
荷台	かぎ						
ミラー	ライト						
その他							

様式第8号(第16条関係)

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

保管自転車等引取通知書

あなたの 自転車  
原動機付自転車 を静岡市自転車等の駐車秩序に関する条例の規定に基

づき撤去し、保管しています。次により引取りをしてください。

なお、 年 月 日までに引取りのないときは、同条例の規定に従って処分  
します。

1 返還日時

2 返還場所

3 持参するもの

(1) この通知書

(2) 身分を証明できるもの(免許証、保険証等)

(3) 自転車等のかぎ

(4) 費用 円

内訳 撤去・保管料 自転車 1,010円

原動機付自転車 1,520円

4 連絡先 電話

様式第9号(第16条関係)

整理番号  
第 号

自転車等返還請求書兼受領書

私が放置して撤去され、静岡市に保管された次の自転車  
原動機付自転車の返還を請求しま  
す。

なお、受領後は、再び放置しないことを約束します。

年 月 日

静岡市長 様

住所 (法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名)

電話

車種(○で囲む。)		自転車			原動機付自転車	
メーカー	車名	型式	色	排気量		
防犯登録番号又は標識番号						
上記自転車・原動機付自転車を確かに受領しました。						
年 月 日						
住所 氏名						

様式第 10 号(第 16 条関係)

整理番号  
第 号

保管自転車等売却代金返還請求書

私が放置して撤去され、静岡市に保管された後、静岡市自転車等の駐車秩序に関する  
条例第 24 条第 2 項の規定により売却された自転車等の売却代金の返還を請求します。

年 月 日

静岡市長 様

住所 (法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名) 印  
電話

車種(○で囲む。)		自転車 ・ 原動機付自転車		
メーカー	車 名	型 式	色	排 気 量
防犯登録番号又は標識番号				
振込先金融機関名		銀行 本・ 店		
預金種別(いずれかに ○印) ・ 口座番号		普通 預金 No. 当 座		
フリガナ 口 座 名 義				
※ 売却年月日		年 月 日		
※ 売却金額		円		
※ 本人確認				

(注) ※印欄は、記入しないでください。